

橋田国際総合法律事務所

弁護士報酬規程

2024年7月改訂版

第1章 総則	(第1条～第9条)
第2章 法律相談	(第10条)
第3章 月額報酬制	(第11条～第14条)
第4章 時間単価制	(第15条～第17条)
第5章 着手金・終了報酬制	(第18条～第31条)
第6章 定額制	(第32条～第49条)
第7章 旅費日当・実費	(第50条～第52条)
第8章 委任契約の清算	(第53条～第54条)

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本規程は、橋田国際総合法律事務所の所属弁護士（以下「弁護士」）が依頼者に対して提供する全ての法律サービスに係る弁護士報酬、日当、実費その他各種費用（以下まとめて「弁護士報酬等」）に適用される。ただし、個別の契約書において別段の合意がある場合、その合意が優先される。

第2条 (報酬体系)

弁護士は、以下の報酬体系を提供する。

【各報酬体系の概要】

月額制	<input checked="" type="checkbox"/> 継続的に弁護士業務を提供することに対して毎月一定額を支払う方式 <input type="checkbox"/> 顧問契約、外部監査人等
時間単価制	<input checked="" type="checkbox"/> 弁護士が業務に従事した時間数に単価をかけて算出する方式 <input type="checkbox"/> 単価は1時間25,000円(税込27,500円)が原則 <input type="checkbox"/> 弁護士は予め一定の時間分をリタイナー報酬として預かることができる。
着手金・ 終了報酬制	<input checked="" type="checkbox"/> 案件着手時に着手金、および／または、終了時に終了報酬金を支払う方式 <input type="checkbox"/> 着手金 ・ 依頼発生時に前金で支払う料金。案件の結果に関わらず返還されない。 ・ ①依頼者の経済的利益、または、②想定作業時間×時間単価により算定する。 <input type="checkbox"/> 終了報酬 ・ 案件の終了時に支払われる報酬 ・ 終了時報酬金の額は、要した時間や労力、回収された金額または達成された成果の価値に応じて算定する。 <input type="checkbox"/> 着手金、終了報酬（成果報酬）のいずれかのみを設定することもできる。
定額制	<input checked="" type="checkbox"/> 特定のサービスに対し、弁護士報酬の総額を予め確定して支払う方式 <input type="checkbox"/> 定額の業務範囲、前提条件、除外事項は事前に定める。 <input type="checkbox"/> 業務範囲に重大な変更がない限り、定額を超過して請求することはない。
複合型	<input checked="" type="checkbox"/> 上記各報酬体系を組み合わせた方式 <input type="checkbox"/> 複合型の例示：定額制+終了報酬、着手金+時間単価制

第3条（支払方法）

- 1 依頼者は、弁護士報酬等を、現金または送金により一括して支払う。送金手数料は、依頼者の負担とする。
- 2 クレジットカード、電子マネーその他加盟店手数料が発生する支払方法の場合、弁護士は、弁護士報酬等に当該手数料相当額を予め加算して請求することができる。

第4条（分割払の特則）

- 1 弁護士が承諾した場合、弁護士報酬等の分割払が可能である。ただし、支払が長期に及ぶ場合、弁護士報酬に一定の割増金を加算することができる。
- 2 分割払を選択した委任契約が途中で終了した場合、依頼者は、支払済みの弁護士報酬等の返還を求めることはできない。
- 3 分割払を選択した委任契約が途中で終了した場合、弁護士は、委任事務の履行割合に応じて、未払いし期限未到来の分割報酬金の支払いを求めることができる。

第5条（前払の特則）

- 1 弁護士が承諾した場合、弁護士報酬等の前払が可能である。前払金は無利息で信託口座で管理され、弁護士報酬等に充当される
- 2 前払を選択した委任契約が途中で終了した場合、依頼者は充当済みの弁護士報酬等（委任事務の履行割合に対応する弁護士報酬、実際に支出した実費）の返還を求めることはできない。
- 3 前払を選択した委任契約が途中で終了した場合、委任事務の履行割合により、弁護士は前払金を未充当の弁護士報酬等に充当することができる。依頼者は、弁護士に対し、弁護士の裁量により充当後の残金の返還を求めることができる。

第6条（支払時期）

弁護士報酬の支払時期は、以下のとおりとする。

月額制	毎月末日
時間単価制	毎月末日締め、翌月末日支払い
着手金・終了報酬制	着手金は依頼時／終了報酬は案件処理終了時
定額制	依頼時
複合型	依頼者との合意で決定

第7条（支払条件）

- 1 依頼者は、請求書記載の支払期日までに弁護士報酬等を支払う。
- 2 依頼者が支払いを遅延した場合、弁護士は、その裁量で、支払期日の翌日から支払済まで月利1.2%の割合による遅延損害金を請求することができる。
- 3 弁護士は、依頼者が支払いを遅延した場合、法律サービスの提供を停止または終了することができる。当該停止または終了により生じたいかなる損害についても責任を負わない。
- 4 各請求書は、発行後14日以内に依頼者が書面で弁護士に対して請求書に関する異議を具体的に通知しない限り、最終的かつ拘束力のあるものとみなされる。
- 5 弁護士が書面で別途指定しない限り、依頼者が支払うべき全ての金額は、日本円で支払われる。

第8条（費用見積り）

- 1 法律サービスに係る弁護士報酬等の見積りは、業務内容・分野、案件の複雑性、リスク、必要とされる時間、調査費等に基づいて推計され、潜在的な報酬および費用の総額が含まれる。
- 2 業務の範囲や量に重大な変更がある場合、弁護士は費用見積りを更新する。
- 3 見積書を受領した見込み顧客または依頼者から見積書に基づく業務の発注がなされ、弁護士がこ

- れを受注した場合、弁護士報酬等の金額は見積書に従う。ただし、受注後に、業務の範囲や量に重大な変更がある場合、弁護士は依頼者と協議の上、弁護士報酬等の金額を変更することができる。
- 4 見積書の提示後、委任契約書を締結した場合、委任契約書記載の金額が見積書より優先する。

第9条（案件等の個数等）

- 1 弁護士報酬は1件毎に定める。
- 2 裁判上の案件は審級（第1審、第2審、最終審）ないし手続（調停、審判、訴訟、抗告等）ごとに、裁判外の案件等は当初依頼を受けた業務の範囲をもって1件とする。
- 3 裁判外の案件が裁判上の案件に移行した場合、別件とする。

第2章 法律相談

第10条（法律相談料）

- 1 法律相談（対面、ビデオ通話、音声通話によりリアルタイムで実施される対話形式のもの）の基本料金は、以下のとおりとする。

【法律相談料】

一般的な法律相談	30分 5,000円（税込5,500円）以降10分毎に1,500円（税込1,650円）
複雑事案の法律相談	30分 10,000円（税込11,000円）以降10分毎に3,000円（税込3,300円）

- 2 法律相談が、①営業時間（平日10時から17時まで）外に行われた場合、②海外法務に関する知見や英語の運用を伴う場合、前項に定める法律相談料は、各50%増額することができる。
- 3 出張相談（弁護士が自らの法律事務所以外の場所まで出向いて実施する法律相談）は、法律相談料に、本規定第7章に基づく日当および交通費実費を加算する。
- 4 法律相談に先立ち、依頼者の要請により、調査、法的課題の検討、初期評価のために準備を要した場合、法律相談料に加え、別途合理的報酬を加算することができる。

第3章 月額報酬制

第11条（顧問料）

- 1 顧問料の月額は、顧問契約に含まれるサービスの内容・提供の迅速性、優先度、その他の事情により、次のとおりとする。

プラン名	月額顧問料	個別案件の割引率
ブロンズプラン / Bronze Plan	30,000円（税込33,000円）	~30%
シルバープラン / Silver Plan	60,000円（税込66,000円）	~40%
ゴールドプラン / Gold Plan	100,000円（税込110,000円）	~50%
プラチナプラン / Platinum Plan	200,000円（税込220,000円）	~60%

- 2 顧問契約締結中に、顧問契約の業務範囲に含まれない案件を委任する場合、弁護士報酬を、本規程により算出した金額から減額することができる。ただし、最大割引率は前項の表のとおりとする。
- 3 顧問契約に基づく弁護士の業務の内容は、特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談およびリーガルチェック、簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成とする。

第12条（技能実習法に基づく監理団体の外部監査人）

- 1 外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律に基づく、監理団体の外部監査人の監査報酬（同行監査を含む。）は、月額3万円（税込33,000円）を原則とする。ただし、外部監査の際に長距離移動が必要な場合、旅費交通費の実費および日当を依頼者が負担する。
- 2 技能実習の監理団体または特定技能の登録支援機関との間で法律顧問契約を締結する場合の顧問料は、月額5万円（税込55,000円）を原則とする。

- 3 外部監査人の委任とあわせて前項の顧問契約を締結する場合、一定額を減額することができる。

第13条（社外取締役・社外監査役）

社外取締役・監査役の報酬は、月20万円（税込22万円）～100万円（税込110万円）の範囲内で、依頼者と協議して決定する。ただし、依頼者の定める報酬基準により100万円（税込110万円）を超える場合は、それに従う。

第14条（公益通報、不正・コンプライアンス通報等、内部通報窓口）

法人又は団体の公益通報、不正・コンプライアンス通報等の各種窓口の委託報酬は、構成者数等を勘案して、窓口毎に月額3万円（税込33,000円）～10万円（税込110,000円）の範囲内で定める。

第4章 時間単価制

第15条（時間単位報酬）

- 1 弁護士は、案件に費やした時間数に時間単価をかけて算出する方式（時間単価制）による弁護士報酬（以下「時間単位報酬」）を請求することができる。ただし、その場合も、別途着手金その他報酬を併存的に定めることを妨げない。
- 2 前項の単価は、1時間25,000円（税込27,500円）を原則として、案件の困難性、重大性、特殊性、新規性、リスク等を考慮して、±20,000円（税込22,000円）の範囲で定める。
- 3 請求可能時間は、案件処理に関連して費やされた時間であり、依頼者とのコミュニケーション（面談・電話・メール・チャット対応、報告書作成）、法的文書の作成、受領した法的文書のレビュー、法的リサーチ、ケース戦略の策定、裁判所への出頭や法廷での弁論、当事者・証人尋問の準備、相手方や関係者との交渉や調整、上記のための移動時間が含まれるが、これらに限られない。
- 4 弁護士は、請求可能時間を6分（1/10時間）の単位で記録して時間単位報酬を請求する。請求可能時間が6の倍数以外の場合の処理は、1～6分は0.1時間（6分）、7～12分は0.2時間（12分）として請求し、それ以上の時間も同様の基準に従い6分ごとに切り上げて計算する。
- 5 時間単位報酬に旅費交通費及び実費は含まれず、依頼者は、旅費交通費及び実費を別途負担する。

第16条（時間単位リタイナー報酬）

- 1 弁護士は、時間単位報酬を採用する場合、案件処理に必要な推定作業時間を見積り、その時間に単価を掛けて算出した前払金（以下「時間単位リタイナー報酬」）を、契約締結時に依頼者から受領することができる。その場合、提供されるサービスの範囲、契約期間、請求レート（時間単価）、初期リタイナー報酬額、残高が尽きた場合の補充条件、代理の撤退条件を定める。
- 2 時間単位リタイナー報酬は、弁護士のコミットメントを確保するため、依頼者が将来のサービスのために支払う料金であり、提供されるサービスの最終的な総コストをカバーするものではない。また、時間単位リタイナー報酬は、最終成果を保証するものでもない。
- 3 依頼者は、案件処理に要した時間が初期リタイナー報酬額でカバーする時間を超える場合、超過時間に依りて追加リタイナー報酬を支払う。弁護士は、追加のリタイナー報酬が必要な場合は、事前に依頼者に通知する。
- 4 弁護士は、案件処理に要した時間が初期リタイナー報酬額でカバーする時間を下回る場合、未使用のリタイナー報酬を依頼者に返還する。ただし、委任契約により未使用のリタイナー報酬（性質上、時間単位のリタイナー報酬と同様であれば、名称を問わない。）を返還しないことを定めた場合は、この限りではない。

第17条（電話・ビデオ通話・面談に係る時間単位報酬）

- 1 時間単価制以外の報酬体系を採用している案件において、弁護士が特に必要と認めないにもかかわらず

ならず、依頼者の要望に基づき電話、ビデオ通話、面談による相談が行われた場合、弁護士は、依頼者に対し、相談実施前に説明した上で、時間単位報酬を追加請求することができる。

- 2 前項に基づく時間単価は6分2500円（税込2750円）を原則とし、6分ごとに切り上げて計算する。
- 3 依頼者は、当該時間単位報酬を当月締め、翌月払いにより支払う。

第5章 着手金・終了報酬制

第1節 総則

第18条（民事案件の着手金・終了報酬－経済的利益基準－）

- 1 ①案件の経済的利益のパーセンテージにより金額を算定する方式を採用した場合、本規程および個別の委任契約に特に定めのない限り、着手金および終了報酬は、以下のスライディング・スケールに基づき税抜価格を算定する。

【民事案件の着手金・終了報酬表（経済的利益基準）】

経済的利益 (Award("A"))	着手金 (標準額)	終了報酬 (標準額)
500万円以下	$A \times 10\%$	$A \times 18\%$
500万円超 1000万円以下	$A \times 8\% + 10\text{万円}$	$A \times 16\% + 10\text{万円}$
1000万円超	$A \times 6\% + 30\text{万円}$	$A \times 12\% + 50\text{万円}$

- 2 前項のスライディング・スケールは案件の困難性、重大性、特殊性、新規性、複雑性及びリスク、弁護士のコミットメントの優先性、依頼者の予算・希望に応じて、調整することができる。
- 3 着手金および終了報酬は、それぞれ20万円（税込22万円）を最低額とする。
- 4 着手金は、弁護士のコミットメントを確保するため、依頼者が将来のサービスのために支払う料金であり、提供されるサービスの最終的な総コストをカバーするものではない。また、着手金は、最終成果を保証するものでもない。

第19条（経済的利益－算定可能な場合）

経済的利益の額は、本規程および個別の委任契約に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

（経済的利益の算定基準）

金銭債権	債権総額（利息、遅延損害金を含む）
継続的給付債権	債権総額の10分の7。期間不定の場合7年分
賃料増減額請求	増減額分の7年分
所有権	対象物の時価相当額
建物の所有権	建物の時価相当額に、敷地の時価の3分の1を加算した額
占有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権	土地の時価の2分の1と権利の時価のうち、高い方の金額
建物の占有権、賃借権および使用借権	建物の時価の2分の1に、敷地の時価の3分の1を加算した額
担保権	被担保債権額
不動産登記手続請求	上記に準じた額
共有物分割請求	対象となる持分の時価相当額
遺産分割請求	対象となる相続分の時価相当額
遺留分減殺請求	対象となる遺留分の時価相当額
金銭債権についての民事保全案件	請求債権額（保全対象物件の時価が上限）
金銭債権についての民事執行案件	請求債権額（執行対象物件の時価が上限）

第20条（経済的利益が算定不能な場合）

経済的利益が算定困難な場合の経済的利益は、特段の定めのない限り、以下の金額とみなす。

個人の非営利的活動案件	500万円
通常の案件	1000万円

第21条（民事案件の着手金 - 時間単価制 - ）

- 1 着手金は、②時間単価制によっても決定することができる。その場合の算定条件、支払条件等は、第16条の規定による。
- 2 時間単価制により着手金を算定した場合の終了報酬の有無および条件は、協議により定める。

第22条（民事案件の報酬金 - 成果報酬制 - ）

- 1 弁護士が依頼者のために行う業務のうち、特定の成果が得られた場合に限り成果報酬が発生する旨を定めることができる。
- 2 成果報酬制は、インセンティブ報酬として別の報酬体系と複合して設計することができる。
- 3 依頼者は、当該成果が確定した日から30日以内に成果報酬を支払う。
- 4 依頼者が紛争の相手方から金銭を得られる見込みが相当の確率で存在する案件においては、着手金を設定せず、成果報酬のみを設定する完全成果報酬制を採用することができる。その場合の報酬金額は以下のスライディング・スケールを基準とする。

【完全成果報酬制における報酬基準】

調停、仲裁、訴訟提起前に解決した場合	経済的利益の33%（税込36.3%） ただし、交渉が6か月を超えた場合は、40%（税込44%）
調停、仲裁、訴訟提起後に解決した場合	経済的利益の40%（税込44.0%） ただし、裁判手続が1年を超えた場合は、50%（税込55%）

- 5 完全成果報酬制において、委任契約が途中で終了したとき、弁護士は、契約の終了日までに提供された弁護士の法的サービスの合理的な弁護士報酬及び支出した実費を依頼者から回収する権利を有する。
- 6 前項の弁護士報酬については、弁護士は、原則として、以下の（1）・（2）いずれかの基準で算出される弁護士報酬を依頼者に請求することができる。
 - （1）時間単価制による算定
委任事務処理に要した時間に時間単価 25,000 円（税込 27,500 円）をかけて算定する。
 - （2）書面の枚数・出廷回数による総額算定
次の①および②の積算額合計により算定する。
 - ① 交渉、調停、仲裁、訴訟等で書面1枚の作成に要する時間を1時間と推定し、1枚ごとの報酬を25,000円（税込27,500円）とする。ただし、交渉における初回提出書面は、5万円（税込55,000円）を最低額とする。
 - ② 調停、仲裁、訴訟等での出廷ないし期日参加に対する対価を1回につき5万円（税込55,000円）とする。

第23条（上訴審に移行した場合）

- 1 弁護士が、第一審に続き控訴審の代理を行う場合、控訴審の着手金は、民事案件の着手金・終了報酬表により算定される。
- 2 弁護士が、控訴審に続き上告審の代理を行う場合、上告審の着手金は、民事案件の着手金・終了報酬表により算定される。ただし、第一審、控訴審の結果に応じて、算定された着手金を最大3分の1まで減額することができる。
- 3 弁護士が引き続き上訴審を受任したときの終了報酬は、最終審のみ受け、下級審の報酬を免除することができる。

第2節 各論

第24条（事業承継）

事業承継の着手金および終了報酬は、事案の内容、企業規模、取引金額等を勘案し、以下の範囲内で決定する。

着手金	50万円（税込55万円）～300万円（税込330万円）
終了報酬	取引金額の3%～10%（ただし、税込33万円を最低額とする。）

第25条（M&A）

1 M&Aの代理ないし仲介業務（助言、契約書作成、条件交渉を含み、デューデリジェンスを除く。）の着手金は、取引金額に応じて以下の範囲内で決定する。

1億円未満	100万円（税込110万円）～300万円（税込330万円）
1億円以上	300万円（税込330万円）～500万円（税込550万円）

2 M&Aのデューデリジェンス費用は、取引の複雑性や企業規模に応じて以下の範囲内で決定する。

中小企業:	50万円（税込55万円）～300万円（税込330万円）
大企業:	300万円（税込330万円）～500万円（税込550万円）

3 M&Aの代理ないし仲介業務の終了報酬は、譲渡価格ないし移動総資産の5%とする。

4 セカンドオピニオンの提供は、30万円（税込33万円）～50万円（税込55万円）の範囲で決定する。

第26条（労働審判）

1 労働審判の着手金は、事案の内容、経済的利益の額を勘案し、30万円（税込33万円）～100万円（税込110万円）の範囲内で定める。

2 前項に加え、依頼者と協議の上、審判期日ごとに、3万円（税込33,000円）～6万円（税込66,000円）の範囲内で日当を受けることができる。

3 調停成立又は審判により案件処理が終了した場合、解決の内容を勘案し第1項の範囲内で、終了報酬を協議して定める。

4 労働審判に対する異議申立がなされ、又は、労働審判法第24条第1項の規程により労働審判手続が終了して、訴訟に移行し、弁護士が引き続き訴訟の代理業務を受任したときは、労働審判の報酬金は発生せず、訴訟の弁護士報酬を別途算定する。

第27条（労働委員会における案件）

1 都道府県労働委員会又は中央労働委員会における労働争議の調整案件（あっせん、調停、仲裁）又は不当労働行為救済申立案件の着手金は、事案の内容、経済的利益の額、申立事項の多寡等を勘案し、30万円（税込33万円）～150万円（税込165万円）の範囲内で定める。

2 案件が終了した場合、解決の内容を勘案し、前項の金額の範囲内で終了報酬を定める。

3 前2項に加え、調査期日又は審問期日その他期日ごとに、3万円（税込33,000円）～6万円（税込66,000円）の範囲内で日当を受けることができる。

4 都道府県労働委員会に係る事件が、再審査申立て等により中央労働委員会に移行し、弁護士が引き続き代理業務を受任したときは、前条第4項と同様とする。

第28条（遺産分割案件）

1 遺産分割案件の着手金および終了報酬は、案件等の受任時に獲得目標となる遺産の価額が算定可能な場合は、民事案件の着手金・終了報酬表により算定する。

2 案件等の受任時に獲得目標となる遺産の価額が算定不能の場合の着手金（基本料金）は、第21条に基づきリタイナー報酬として設定するか、以下の金額とする。

	遺産の価額が算定不能の場合の遺産分割
交渉案件	20万円(税込22万円)
調停・審判案件	30万円(税込33万円)

- 前項の表記載の交渉案件の着手金は、5時間分の委任事務処理（事案の調査、書面作成、電話・メール・面談対応）に対する対価とし、依頼者は、超過時間に応じて、1時間につき2万円（税込22,000円）の追加報酬を支払う。
- 第2項の表記載の調停・審判案件の着手金は、3期日分の委任事務処理（事案の調査、書面作成、期日出頭、電話・メール・面談対応）に対する対価とし、依頼者は、超過分について1期日につき3万円（税込33,000円）の出延日当をその都度支払う。
- 本条第2項の表により着手金を定めた場合の遺産分割案件の報酬金は、案件の経済的利益を基準として、次表に基づき税抜価格を算定する。

経済的利益の額 (A)	弁護士報酬
300万円以下	(A)×25%（最低50万円）
300万円超3000万円以下	(A)×20%+15万円
3000万円超3億円以下	(A)×10%+240万円
3億円超	(A)×6%+1440万円

第29条（離婚案件）

- 離婚案件の着手金（基本費用）は、別段の合意がない限り、次表のとおりとする。

離婚交渉案件・離婚調停案件	20万円（税込22万円）
離婚訴訟案件	30万円（税込33万円）

- 離婚交渉案件の着手金は、5時間分の委任事務処理（事案の調査、書面作成、電話・メール・面談対応）に対する対価とし、依頼者は、超過時間に応じて、1時間につき2万円（税込22,000円）の追加報酬を支払う。
- 離婚案件に婚姻費用、財産分与、慰謝料、養育費など財産給付を伴う場合は、財産給付の経済的利益の額を基準として、第5章の民事案件の着手金・終了報酬表により算定した着手金を加算する。
- 離婚調停案件・審判案件において、依頼者は、着手金に加えて1期日につき5万円（税込55,000円）、離婚訴訟案件は1期日につき3万円（税込33,000円）の出延日当をその都度支払う。当該日当には、各期日までに準備する書面等の作成に対する対価を含む。
- 離婚案件の報酬金は、次のとおりとする。

基礎報酬	30万円（税込33万円）
親権	労力等に応じて、10万円（税込11万円）から20万円（税込22万円）
婚姻費用	経済的利益（最大2年分）の11%（税込）
養育費	経済的利益7年分の11%（税込）
慰謝料	経済的利益の16.5%（税込）
財産分与	経済的利益の16.5%（税込）
面会交流	労力等に応じて、10万円（税込11万円）から20万円（税込22万円）
年金分割	5万円（税込5万5000円）

第30条（刑事弁護）

- 刑事案件の着手金および終了報酬は、それぞれ次のとおりとする。

	刑事弁護の着手金及び終了報酬
通常の案件	30万円（税込33万円）～60万円（税込66万円）
重大、複雑な案件	60万円（税込66万円）～100万円（税込110万円）
企業犯罪案件、業務上横領案件、脱税案件	民事案件の着手金・終了報酬表により算定された金額

- 2 被害者との示談交渉が必要な場合、着手金について税込 11 万～33 万円を加算し、示談成立時に税込 22 万～55 万円を加算する。
- 3 警察署、拘置所あるいは少年鑑別所に接見あるいは面会に出向く場合、弁護士は、依頼者に対し、交通費等の実費および日当を請求することができる。
- 4 起訴前に受任した案件が起訴（公判請求）され、引き続いて起訴後の案件を受任するときは、重ねて着手金を受ける。
- 5 公判の回数が3回を超える場合、依頼者は、着手金・終了報酬に加えて1期日につき5万円（税込 55,000 円）の出廷日当をその都度支払う。
- 6 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立案件の着手金および終了報酬は、依頼者との協議により、被疑案件又は被告案件の着手金および終了報酬とは別に、30 万円（税込 33 万円）を最低額として相当な額を受けることができる。

第31条（告訴・告発等）

告訴・告発・検察審査会への申立等の着手金および終了報酬は、それぞれ次のとおりとする。

	告訴・告発等の着手金及び終了報酬
通常の案件	30万円（税込33万円）～60万円（税込66万円）
重大、複雑な案件	60万円（税込66万円）～100万円（税込110万円）
企業犯罪案件、業務上横領案件、脱税案件	民事案件の着手金・終了報酬表により算定された金額

第6章 定額制

第32条（内容証明郵便作成）

- 1 内容証明郵便の作成・送付に係る弁護士報酬は、1通あたり次のとおりとする。

	内容証明郵便の作成	内容証明郵便の送付 (速達・配達証明・差出人控その他郵送料込)
弁護士名の表示なし	3万円（税込33,000円）～	1万円（税込11,000円）
弁護士名の表示あり	7万円（税込77,000円）～	1万円（税込11,000円）

- 2 内容証明郵便の作成には、相手方との交渉に係る弁護士報酬は含まれない。内容証明郵便の送付後、相手方との交渉等が発生した場合、依頼者は、対応に要した時間の労務提供の対価として、1時間 25,000 円(税込 27,500 円)を原則として時間単位報酬を支払う。
- 3 弁護士は、前項の時間単位報酬につき、第1項の報酬と同時に、予め一定時間分を前払いで請求することができる。

第33条（日本語の契約書、法的文書の作成等）

- 1 契約書およびこれに準ずる法的文書（以下「契約書等」）作成にかかる弁護士報酬は経済的利益の3%を目安として、次表の範囲で定める。

	日本語の契約書作成
標準的な契約書	5万円（税込55,000円）～50万円（税込55万円）
特殊な契約書	20万円（税込22万円）～100万円（税込110万円）

- 2 契約書等につき公正証書を作成する場合、5万円（税込 55,000 円）を加算する。
- 3 契約書等のレビューのみの場合、内容の難易、分量を勘案して、①時間単価制による弁護士報酬を算定するか、②契約書1枚ごとの単価を定め、当該契約書の枚数を乗じて弁護士報酬を算定する。
- 4 スピード納品（発注から48時間以内の納品）の場合は、依頼者と協議の上、50%～100%程度増額する。

第34条（国際的な契約書、法的文書の作成等）

- 1 英文の契約書等の作成、レビューについては、内容の難易、分量を勘案して、以下のいずれかにより弁護士費用を算定する。

	英文契約書の作成、レビュー
① 時間単価制	1時間25,000円(税込27,500円)を原則として、合意で決定する
② ページ単価制	契約書1枚(A4)の単価を定め、枚数を乗じて弁護士報酬を算定する。 単価は、難易度・文字数に応じて1万円(税込11,000円)～7万円(税込77,000円)

- 2 裁判手続上の文書、証拠となる書類、宣誓供述書(Affidavit)その他外国語を用いる法的書類、公的文書、私的文書等の作成、翻訳およびレビューについても、前項のとおりとする。
- 3 スピード納品(発注から48時間以内の納品)の場合は、依頼者と協議の上、50%～100%程度増額する。
- 4 外国法人の資格証明取得報酬は、税込55,000円～110,000円の範囲で、依頼者と協議の上定める。

第35条（法律翻訳）

法律関係文書の翻訳費用は、前条によるほか、以下の単価で算定することができる。ただし、専門性が高い又は難解な文書の翻訳については、各単価を50円～100円の範囲で設定することができる。

	法律翻訳
日本語→英語	日本語原稿の1文字あたり 30円(税込33円)
英語→日本語	英語原文の1ワードあたり 30円(税込33円)

第36条（法律関係調査）

- 1 法律関係調査(法的課題の検討、初期評価を含むが、これらに限られない。)に関する弁護士報酬は、原則として10万円(税込11万円)～50万円(税込55万円)とする。ただし、複雑な事案については、依頼者との協議により税込55万円以上の報酬を定めることができる。
- 2 法律関係調査に必要な特別の書籍購入費、公的資料収集等の実費は原則として依頼者が負担する。ただし、合意により、前項の弁護士報酬にこれらの実費を含めることができる。

第37条（法律意見書）

- 1 鑑定料(法律意見書作成料)は、原則として10万円(税込11万円)～150万円(税込165万円)とする。ただし、複雑な事案については、依頼者との協議により税込165万円以上の報酬を定めることができる。
- 2 法律意見書作成に必要な特別の書籍購入費、公的資料収集等の実費は原則として依頼者が負担する。ただし、合意により、前項の弁護士報酬にこれらの実費を含めることができる。

第38条（専門家証人）

- 1 専門家証人の報酬は、原則として50万円(税込55万円)～150万円(税込165万円)とする。
- 2 証言に必要な旅費交通費および日当は、依頼者が負担する。

第39条（株主総会等指導）

株主総会指導の弁護士報酬は、次のとおりとする。

	株主総会指導
一般的な場合	30万円(税込33万円)
総会等準備も指導する場合	50万円(税込55万円)

第40条（団体交渉）

- 1 労働組合との団体交渉の立会いについては、時間単価制により弁護士報酬を受ける。
- 2 団体交渉の指導は、1回のみの場合は10万円（税込11万円）～20万円（税込22万円）の範囲で依頼者との協議により定める。継続的に行う場合は、別途顧問契約その他委任契約を締結して、本規程に基づき弁護士報酬を算定する。

第41条（就業規則、社内規程の作成）

就業規則その他各種社内規程（以下「社内規則」）の作成は、文書の定型性、分量等を勘案して、5万円（税込55,000円）～30万円（税込33万円）の範囲で定める。

第42条（会社設立）

会社設立にかかる弁護士報酬は、次のとおりとする。

	会社設立支援
合同会社設立	15万円（税込165,000円）
株式会社設立	30万円（税込33万円）

第43条（相続登記）

- 1 各種相続登記の弁護士報酬は1件10万円（税込11万円）を基本料金とする。
- 2 依頼者は、登録免許税（固定資産評価額の1,000分の4）、実費（交通費、郵送費、謄本取得代等）を別途負担する。
- 3 弁護士は、前項の登録免許税、実費を立替払し、第1項の報酬とあわせて依頼者に請求することができる。

第44条（遺言書作成）

- 1 遺言書作成料は、次表のとおりとする。

	遺言書の作成
自筆証書遺言	① 一般的な場合：10万円（税込11万円）～ ② 特に複雑な事情・特殊な要望がある場合：20万円（税込22万円）～ ③ 動画付自筆証書遺言：30万円（税込33万円）～
公正証書遺言 ※公正人手数料令第9条別表 に基づく手数料は別途	①一般的な場合：15万円（税込165,000円）～ ② 特に複雑な事情・特殊な要望がある場合：25万円（税込275,000円）～ ③ 動画付自筆証書遺言 44万円（税込44万円）～

- 2 特に複雑な事情・特殊な要望がある場合の基準となる額は、次表のとおりとする。

遺産の額 (Estate)	弁護士報酬 (税込)
1億円以下	22万円～110万円
1億円超5億円以下	(E)×1.1%
5億円超	(E)×0.65%+275万円

第45条（遺言執行）

- 1 定型的な遺言の執行にかかる弁護士報酬は次表のとおりとする。

遺産の額 (Estate)	弁護士報酬 (税込)
1000万円以下	33万円
1000万円超1億円以下	(E)×3.3%
1億円超	(E)×2.2%+110万円

- 2 複雑又は特殊な事情がある場合は、相続人らと協議し前項の報酬を超える金額を定めることがで

きる。

- 3 遺言執行に裁判手続を要する場合は、上記金額とは別に、裁判手続に本規程に基づき算出された弁護士報酬を請求することができる。

第46条（任意後見、財産管理、身上監護）

任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬の基準は次のとおりとする。

	任意後見又は財産管理・身上監護
基本的な事務の処理	月額1万円（税込11,000円）～5万円（税込55,000円）
収益不動産の管理等を行う場合	依頼者の利益および弁護士の負担等を勘案し、依頼者との協議により定める。

第47条（個人の倒産処理・任意整理）

- 1 個人などの非事業者の破産、民事再生および任意整理の弁護士報酬は次のとおりとする。ただし、事案が複雑煩雑である場合、弁護士報酬は、依頼者との協議より増額することができる。

手続の種類	弁護士報酬
自己破産	同時廃止33万円（税込363,000円）／管財案件40万円（税込44万円）
民事再生	40万円（税込44万円）／住宅資金特別条項を用いる場合 50万円（税込55万円）
任意整理	債権者1名 5万円（税込55,000円） 債権者複数 5万円（税込55,000円）＋3万円（税込33,000円）×（債権者数－1）

- 2 前項の場合において、破産または民事再生の申立以外に裁判上の手続を要したとき、本規程により算定した弁護士報酬等を加算する。
- 3 民事再生案件において、債権者から給与差押え等の強制執行の手続きが執られ、弁護士が、強制執行の中止や取消しの申立て、債権者への取下げ要請等を行い、成果が得られた場合、依頼者は実費金額および成果報酬として10万円（税込11万円）を支払う。

第48条（事業者の倒産整理案件）

- 1 事業者の倒産整理案件（任意整理を除く。）の弁護士報酬は、債権者数、債務の金額等に基づき、70万円（税込77万円）～200万円（税込220万円）の範囲で定める。
- 2 事業者の任意整理案件の着手金は70万円（税込77万円）以上とする。なお、案件の委任事務処理について、裁判上の手続を要したときは、本規程により算定した弁護士報酬を加算する。

第49条（裁判上の手数料）

裁判上の手数料は、案件等の対象の経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第6章の規定を準用する。

証拠保全	① 一般的な場合：30万円（税込33万円）＋第5章により算定された着手金の20％を加算した金額 ②特に複雑又は特殊な事情がある場合：依頼者との協議により定める。 ③本案案件の弁護士報酬は別途算定する。
即決和解	① 示談交渉なし 30万円（税込33万円）～ ② 示談交渉あり 第5章による算定額
公示催告	即決和解の示談交渉なしの場合と同様
債権届出	5万円（税込55,000円）
成年後見、保佐、補助開始決定申立	30万円（税込33万円）～
簡易な家事審判（相続放棄等）	10万円（税込11万円）～

第7章 旅費日当・実費

第50条（出張旅費）

- 1 弁護士が依頼者のために出張する際の宿泊費、交通費（航空券代、電車代、バス代、タクシー代、レンタカー代を含むが、これらに限られない。）、その他出張に付随する旅行経費（高速道路通行料、ガソリン代、駐車料、食事代を含むが、これらに限られない。）は、依頼者が負担する。
- 2 航空移動を要する場合、依頼者は、原則として、海外出張の場合はエコノミークラス料金、国内出張の場合は、予約変更が可能な普通席の料金を負担する。
- 3 自己所有車を用いる場合のガソリン代は、移動距離1kmあたり15円（税込16.5円）で算定する。

第51条（日当）

- 1 依頼者は、弁護士が業務遂行のために出張した際に発生する時間的損失を補償するため、弁護士に対し日当を支払う。その算定基準は次のとおりとする。

時間	日当	時間	日当
往復2時間以内	1万円（税込11,000円）	往復4時間超、7時間以内	5万円（税込55,000円）
往復2時間超、4時間以内	3万円（税込33,000円）	往復7時間超	10万円（税込110,000円）

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 複数日の宿泊を要する時および海外出張の時は、依頼者との協議により定める。

第52条（実費）

- 1 依頼者は、本件の処理に関して生ずる郵便料、政府が定める各種手数料、コピー代・印刷代、旅費交通費、日当、宿泊費、外注費、専門家証人費用等の実費額を負担するものとし、弁護士から請求があり次第、乙に支払う。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費に支払うための前払金を無利息で預かることができる。

第8章 委任契約の清算

第53条（委任契約の中途終了）

- 1 委任契約に基づく委任事務処理が中途終了した場合、弁護士は、既に受領した弁護士報酬等および充当済みの弁護士報酬等を返還することを要しない。
- 2 委任契約の中途終了は、終了前に発生した弁護士報酬等の支払義務を免除するものではなく、弁護士は、既に期日が到来している弁護士報酬等および契約の終了日までに提供された弁護士の法的サービスの合理的な対価を依頼者から回収する権利を有する。
- 3 前項の合理的な対価として、弁護士は、以下の（1）・（2）いずれかの基準で算出される弁護士報酬を依頼者に請求することができる。
 - （1）時間単価制による算定
委任事務処理に要した時間に時間単価25,000円（税込27,500円）をかけて算定する。
 - （2）書面の枚数・出廷回数による総額算定（①+②）
 - ① 交渉、調停、仲裁、訴訟等でA4サイズの書面1枚の作成に要する時間を1時間とし、1枚ごとの報酬を25,000円（税込27,500円）とする。ただし、交渉における初回提出書面は、5万円（税込55,000円）を最低額とする。
 - ② 調停、仲裁、訴訟等での出廷ないし期日参加に対する対価を1回につき5万円（税込55,000円）とする。
- 3 委任契約に基づく委任事務処理が中途終了した場合、依頼者は、弁護士に対し、委任事務処理のために発生した全ての実費を支払う。

- 4 委任契約の終了につき、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、そのほか依頼者に責任があるときには、弁護士は、未受領の弁護士報酬の全部を請求することができる。

第53条（弁護士報酬等未払いによる解除）

依頼者が弁護士報酬等の支払を遅滞し、弁護士が相当期間の定めをおいて支払いを催告したにもかかわらず、依頼者が支払いを行わないときは、弁護士は委任契約を解除することができる。

（附 則）本規程は、令和6年7月1日から施行する。